4　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局総務部会計課契約係　岡本　　元　電話086―224―4511　内線2253

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成26年８月28日から平成26年９月29日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　交付方法

ア　インターネットによる場合　農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。

イ　インターネットへ接続する環境が無い場合　次の場所で交付する。

〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局整備部設計課技術審査第１係　渡部　昭彦　電話086―224―4511　内線2625

③　参考資料の交付方法　参考資料（設計資料、地質資料）については、ＣＤ―Ｒ等による配布を行う。配布の方法については、上記イと同様の場所で交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間及び方法　上記４の⑵と同じ期間内に提出する。提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、詳細は入札説明書による。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成26年８月28日から平成26年11月17日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午前12時、午後１時から午後５時15分まで。ただし、最終日については、午前12時までとする。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　その他　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　電子入札システムによる入札の場合は平成26年11月13日午前９時から平成26年11月17日午後４時までに送信する。

②　紙入札方式により持参する場合は平成26年11月18日午後１時30分に中国四国農政局７階入札室にて入札する。

③　郵送による場合は、平成26年11月17日午後４時までに上記４⑴宛て郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）する。

④　開札の日時及び場所　平成26年11月18日午後１時30分　中国四国農政局７階入札室

⑤　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、入札書を入れた中封筒と一緒に当該通知書の写し及び当該委任状を表封筒に入れて郵送すること。

⑹　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について、電子入札システム及び電話等により連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑸　談合等不正行為があった場合の違約金等

①　受注者（共同企業体にあっては、その構成員。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

②　受注者が上記①の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。